

商品概要説明書

J A教育ローン (ジャックス)

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

商品名	J A教育ローン (ジャックス)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○個人の方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 70 歳以下の方。○安定・継続した収入のある方。○過去に不渡り、延滞等の事故がない方。○借換の場合は、対象教育ローンで直近 6 か月以内に返済遅延のない方○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○次のご資金が対象です。<ul style="list-style-type: none">①在学時に必要な資金 (授業料 (前期・後期分の授業料は 1 年分を上限に一括融資可)・教材費・学校指定の短期留学費用・部活やサークル活動に必要な資金)。②入学時に必要な資金 (入学金・教材費・制服代・寄付金、ただし、学校債は対象外)。③受験に必要な資金 (受験料・教材費・交通費・宿泊費)。④アパート等入居時の資金 (敷金・礼金・仲介手数料・前払い家賃 (当月・翌月分)・引越費用 (在学期間を含む)・一括前払家賃の賃貸借契約の場合は、その 1 年分を上限とした資金)。⑤上記①～④の資金で申込受付日から 3 ヶ月前までに支払済みとなった領収書のある資金。⑥教育ローンの借換資金⑦仕送資金 (月額家賃を含む)上記のうち、⑦のみの申込は対象外 ただし、事業性資金・投機等不健全な資金は除きます。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位) とし、所要金額の範囲内とします。ただし、歯科・医科・薬科大学または学部の場合は、1,000 万円以内とします。また、借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○元金据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内 (1 か月単位) とします。ただし、借換資金のみの場合は、残存償還期間以内とします。 <p>※元金据置期間</p> <p>入学前の 7 か月間、卒業予定年月までの在学期間、卒業後の 6 か月間を上限として元金を据え置き、お利息のみのお支払いが可能です。</p> <p>なお、据置元金は、専門学校・短大・大学・大学院の入学に必要な資金と在学中に必要な資金に限ります。</p>

借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率の詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>
保証料	<p>○分割後払方式</p> <p>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料はお借入金利に含まれます。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…2,160円</p> <p>②一部繰上返済の場合…2,160円</p>

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組JA支店または融資管理部融資審査課(電話：042-477-0280)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所（電話：042-528-1358）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="459 667 1420 936"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>																

JA東京みらい